

京都市訓令甲第 15 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市統計事務規程の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

第6条中「総合企画局情報化推進室統計解析課長（以下「統計解析課長」）を「総合企画局デジタル化戦略推進室情報統計・データ利活用推進課長（以下「情報統計・データ利活用推進課長」）に改める。

第7条、第10条、第11条、第12条第1項及び第13条中「統計解析課長」を「情報統計・データ利活用推進課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(総合政策室)